

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、ステークホルダーである株主、従業員、取引先等を重視する基本方針をもとに、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し、経営の効率性、透明性を向上させ、企業価値を高めることを重要な経営課題の一つと考えております。

当社では、コーポレート・ガバナンスを強化するため、取締役会と連携して、内部監査及び監査役の監査機能あるいは社内組織・業務分掌における牽制機能などを有効に発揮させることによって、経営の効率性、透明性を向上させるよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社の純投資目的以外の投資を行う際の基本方針は、投資対象会社との業務提携、情報共有等を通じて当社の事業とのシナジー効果が期待されることとあります。

当社では、現状、株式会社クロス・マーケティンググループの上場株式を保有しております。2008年10月より資本提携を実施し強固な業務提携を行い、同社の販売力と当社の子会社である株式会社リサーチパネルの会員の獲得及びその調査によって相互にシナジー効果を生む取り組みをしております。

なお、政策保有株式に係る議決権の行使に関しましては、投資の目的であるシナジー効果が最大限発揮され当社の企業価値向上に寄与するよう、提案された議案を検討し行使しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、役員及び役員が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反の生じる恐れのある取引を行う場合には、会社法および当社の取締役会規程に基づき、取締役会における事前承認を求めています。また、当該取引については、年に一度取締役会へ報告が行われております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 当社の経営理念は、当社ウェブサイト(<https://voyagegroup.com/>)に掲載しております。また、毎四半期の決算説明資料において、当社の中長期の成長戦略についての説明を行っております。

(2) 本報告書「1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。また、当社ウェブサイト及び有価証券報告書においても記載しております。

(3) 各取締役の報酬は、株主総会で決議された総額の範囲内で、各期の業績や当該業績への貢献等を踏まえ、取締役会から一任を受けた代表取締役社長が決定しております。

(4) 取締役候補につきましては、当社の経営を的確、公正かつ効果的に遂行できる知識及び経験を有していること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行っております。監査役候補につきましては、法律や財務等に関する高い専門性や幅広い知見を有していること、客観的かつ中立的な立場から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、監査役会の同意を得た上で選定及び指名を行っております。

(5) 取締役候補者及び監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲及びその概要】

当社は、社内規程において、取締役会と経営陣の権限を明確に定めております。

取締役会は、法令・定款に定める事項のほか、金額規模・経営戦略上の重要性を鑑みて取締役会決議が必要と判断される事項のほかは、業務執行機関へ裁量を与え、業務執行の柔軟性・迅速性を確保しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役2名を選任しており、2名とも東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。

独立社外取締役2名は、当社の企業価値向上のため十分な経営指導・助言等を行っており、当社の取締役会において十分に役割・責務を果たしております。

引き続き事業規模や経営環境の変化に伴い、役員構成については適宜検討していく方針であります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の独立社外取締役は、自らの知見に基づく客観的かつ適切な監督といった役割が期待されることを留意しつつ、会社法の社外性要件や、東京証券取引所が定める独立社外取締役の要件を参考として、当社との間に重要な利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じない者から選任しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は経営理念に基づき、取締役会の構成が知識・経験・能力において最大化・多様化するよう、かつそこでの議論が実質的なものとして活性化するように努めております。その実現のため、取締役の人数を最大10名と定款に定めており、現在は当社グループ内から社内取締役5名と、社外取締役2名を選任しております。

社内取締役は当社の基準に基づき、各事業セグメント及び経営管理に関する専門知識を有し、様々な問題を適確に把握し他の役員従業員と協力して問題を解決する能力がある人材を選任しております。

また社外取締役は多くの経営経験とインターネット業界に留まらない広い見識を有し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督ができる人材

を選任しております。
この他取締役会には監査役が3名出席しておりますが、いずれも内部監査、会計財務、法務等の専門性を持った独立社外監査役となっております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】
取締役及び監査役(候補者を含む)の重要な兼職の状況は株主総会招集通知及び有価証券報告書において毎年開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】
当社は、取締役会の実効性の更なる向上を目的として、2016年度の当社取締役会を振り返り、次年度以降に注力すべき課題を把握するために、当社の取締役及び監査役の全員に対して、以下の項目に関するアンケート調査を実施いたしました。
アンケート調査の項目:「取締役会の構成等」、「取締役会の運営等」、「取締役会の議題等」、「取締役会を支える体制等」
アンケートの集計結果を踏まえ、取締役会の実効性に関する分析・評価を取締役会事務局において行い、2016年10月に開催された取締役会において評価結果を報告しております。
2016年度の実効性の評価結果の概要は以下の通りです。
「取締役会の構成等」
・取締役会の構成等の観点では、一定の実効性を確認。
・今後の構成員の多様性向上等の課題を確認。
「取締役会の運営等」
・取締役会において社外役員の知見・経験を生かした発言が適切になされており、審議事項に対して十分な審議時間で多角的な検討がなされている旨を確認。
・取締役会資料の事前共有に関しては、更なる早期化の改善要望あり。
「取締役会の議題等」
・取締役会の付議議案等の観点では、一定の実効性を確認。
・経営戦略、経営計画及び資源配分に関する議論や、株主や投資家との対話に関する情報提供や議論をより充実させていくべきとの意見を確
認。
「取締役会を支える体制等」
・取締役及び監査役が必要な情報入手等を行う機会が適切に確保されていることを確認。
上記のとおり、各項目ともに、当社取締役会の現状において実効性・有効性に問題ないことを確認しております。他方、評価を通じて得た課題事項について、今後改善・向上に努めていくことにより、取締役会の更なる機能向上に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は経営の専門家である各人が、各人の判断において必要な知識・能力の獲得に努めることを基本原則としており、社内における様々な議論を通じて、知識や能力の共有・向上を図っております。また必要な知識の習得等のために、会社の費用において適宜外部研修等を受講できるようにしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社では以下の方針に則り、株主及び投資家との建設的な対話の促進に努めております。
・取締役CFOを責任者として、IR部門が中心となり株主及び投資家との対話を積極的に実施しております。また代表取締役CEOも積極的に、株主及び投資家との対話の機会を作っております。
・定時株主総会と同日に会社説明会を開催し、代表取締役CEO自ら事業の状況等について説明を行うとともに、株主からの意見や質問に対して取締役が直接回答をしております。
・四半期ごとに決算説明会を行い、代表取締役CEO自ら事業の状況等について説明を行っております。
・決算説明会資料をはじめ、説明動画や四半期ごとの詳細な財務・業績の状況をウェブサイトにて開示しております。
・株主及び投資家からの意見や懸念事項については、IR部門より関係部署や経営陣に対して適切にフィードバックすると共に、必要に応じて討議・検討しております。
・インサイダー情報については、社内規程に基づき情報管理を徹底すると共に、決算情報に関しては沈黙期間を設けることで、この期間のお問い合わせへの回答やコメントは控えていただいております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
宇佐美 進典	1,745,200	14.60
永岡 英則	556,200	4.65
株式会社サイバーエージェント	553,000	4.63
VOYAGE GROUP社員持株会	472,760	3.96
ポラリス第二号投資事業有限責任組合	408,000	3.41
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	232,400	1.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	231,100	1.93
MSIP CLIENT SECURITIES	167,600	1.40
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENT ACCOUNT ESCROW	137,800	1.15
INTERACTIVE BROKERS LLC	116,300	0.97

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

大株主の状況は、平成28年9月30日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
齋藤 太郎	他の会社の出身者											
川鍋 一郎	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋藤 太郎	○	——	広告業界での豊富な知見に加え、事業会社での幅広い経営経験があることから、当社の経営全般に対する助言を期待し、選任しております。 また、同氏と当社との間に特別の利害関係等はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任であると判断しております。
川鍋 一郎	○	——	日本交通(株)の経営トップとして企業経営全般に関する豊富な経験があることから、当社の経営全般に対する助言を期待し、選任しております。 また、同氏と当社との間に特別の利害関係等はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任であると判断しております。

なし

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	
--------------------------------	--

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の会計監査は、有限責任監査法人トーマツが監査を実施し、主要な子会社についても同監査法人が会計監査を行っております。監査役は、会計監査人と監査計画から報告まで定期的に会合を設け、決算時には監査報告を受けております。その他必要に応じ、随時意見交換を行っております。

当社の内部監査につきましては、内部監査室が行っております。内部監査室は、監査役と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施状況及び監査結果について共有を行うとともに、内部監査の実施計画、具体的実施方法、業務改善策等に関し、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
野口 誉成	他の会社の出身者													
野村 亮輔	弁護士													
茂田井 純一	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野口 誉成	○	――	世界有数のソフトウェア企業のグローバル内部監査に携わった経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地から監査いただくとともに、より独立した立場から監査を確保するため、選任しております。 また、同氏と当社との間に特別の利害関係等はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任であると判断しております。
野村 亮輔	○	――	弁護士としての高い知見と豊富な実務経験を有し、それらをもとに適切な指導及び監査を行える人材であるためであります。

			また、同氏と当社との間に特別の利害関係等はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任であると判断しております。
茂田井 純一	○	——	公認会計士・税理士としての専門知識・経験等を有し、それらをもとに適切な指導及び監査を行える人材であるためであります。 また、同氏と当社との間に特別の利害関係等はなく、一般株主との利益相反が生ずる恐れのない独立役員として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社連結業績に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上を図ることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めること等を目的とし、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、株主総会で承認いただいた報酬の総額の範囲において、代表取締役に一任しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、ファイナンス本部が窓口となり、取締役会開催に際し事前に資料提供を行い、必要に応じて詳細な説明を実施しております。また、社外取締役及び社外監査役からの問い合わせに対しては、ファイナンス本部及び法務・コンプライアンス本部が適宜に情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- (1) 取締役及び取締役会
取締役会は取締役7名で構成されており、月に1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。監査役の出席の下、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を決議し、業務執行についての意思決定を行っております。
代表取締役社長は取締役会の議長であり取締役会を統括するとともに、取締役会の決議を執行し、当社の業務全般を統括しております。
- (2) 監査役会

監査役会は、社外監査役3名(うち常勤監査役1名)で構成されており、毎月1回定時監査役会を開催し、事業環境の状況把握及び意思決定のプロセスについて監視しております。また、各監査役は取締役会に出席し、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、経営の妥当性、効率性及び公正性等に関する助言や提言を行うとともに、取締役会の意思決定の過程及び業務執行状況について監査しております。また、監査法人及び内部監査室と連携を図ることにより監査機能を強化しております。

(3) 経営会議

当社では、代表取締役社長と代表取締役社長が指名する取締役及び管理職が参加する経営会議を設置しており、週1回開催しております。経営会議は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、代表取締役社長から各担当役員並びに担当部長への諮問機関として機能しており、取締役会決議事項の事前審議、全社方針の策定、その他の事業課題の共有並びに解決策の検討等が行われ、会社業務の円滑な運営を図ることを目的として運営しております。

(4) 内部監査室

内部監査室は、コンプライアンス体制の構築・維持に関する代表取締役社長直轄の責任部署であり、内部監査担当部署として、内部監査規程に基づき、グループ会社を含む各部署の業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等についての監査を定期的に行い、代表取締役社長に報告しております。また、内部監査結果及び是正状況については、監査役に報告し、意見交換を行っております。

(5) 会計監査人

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツが金融商品取引法及び会社法による監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、取締役会は社外取締役2名を含む7名で構成されております。

監査役会は常勤監査役を含め3名全てが社外監査役であります。

社外監査役及び社外取締役は、業界に対する知見、経営全般に対する高い見識、会計や法律に関する専門知識を持つメンバーで構成されており、当社の取締役会に出席し、十分な経営監視機能を果たしていると判断しております。

さらに、監査役は会計監査人及び内部監査室と適宜に情報共有や意見交換を行っており、不正防止や誤謬の防止に努めております。

以上のことから、当社の業務の適正性が確保できると考えられるため、現行の体制を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化のために、決算業務の早期化を図り、招集通知作成の早期化等の社内体制の整備に取り組んでおります。 2016年12月14日開催の定時株主総会につきましては、招集通知を11月29日に発送するとともに、それに先駆け、11月17日にTDnet(東京証券取引所)への開示及び当社ホームページへの掲載を行い、早期開示に努めました。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が出席しやすい株主総会日を設定するよう努めております。 第18回定時株主総会:2016年12月14日開催
電磁的方法による議決権の行使	株主の議決権行使環境向上の観点から、インターネットによる議決権行使を可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英訳版を作成し、和文と同じタイミングで、TDnet(東京証券取引所)への開示及び当社ホームページへの掲載を行い、海外の株主の利便性の向上を図っています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	基本方針に加え、開示方法、将来の見通しに関する留意事項、沈黙期間等について定め、当社ホームページに掲載しております。 https://voyagegroup.com/ir/policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会は実施しておりませんが、投資判断に資する補助情報を十分に含む機関投資家・アナリスト向け決算説明会の資料や動画配信の即日開示や、株主通信の発行など、情報提供の充実を図っております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に4回(1月、4月、7月、10月頃)、決算説明会を開催しております。証券会社のアナリストや機関投資家にご参加いただき、代表取締役社長が当社グループの決算の状況や経営戦略等の説明を行っています。 また、アナリストや機関投資家に対し、代表取締役社長、IR担当取締役及びIR担当者による個別ミーティング等を適宜実施し、証券会社が主催する機関投資家向けセミナー等にも参加しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向け説明会は実施しておりませんが、決算短信や決算説明資料等、日本国内で使用する主要な情報は、英語へ翻訳して当社ホームページに掲載し、国内・海外投資家の情報格差を極力無くすよう努めております。 また、証券会社が主催する海外機関投資家を対象とする国内のカンファレンス等にも参加しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、各種説明資料、有価証券報告書、四半期報告書及び株主通信を当社ホームページのIRサイトに掲載しております。 https://voyagegroup.com/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすことを目的として「倫理規程」に定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、自然環境保全、ECナビポイントを活用した募金及び若手起業家支援など、様々なCSR活動を実施しており、具体的な活動内容につきましては当社ホームページに掲載しております。 https://voyagegroup.com/company/csr/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供に係る方針は「IRポリシー」として明文化し、東京証券取引所が定める適時開示規則に則った情報開示を実施するとともに、投資判断に影響を与える重要

情報については、全てのステークホルダーが平等に入手できるように努めています。
<https://voyagegroup.com/ir/policy/>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるために内部統制システムの充実が不可欠であると考えており、下記のとおり内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員の職務執行が法令に適合することを確保するため、当社の行動規範「CREED」に法令順守について明文化し、役職員はこれを順守する。
- (2) 取締役会規程を始めとする社内諸規程を制定し、その内の一部を社内システム上で閲覧できる状態にする。
- (3) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施する。
- (4) 法務・コンプライアンス本部をコンプライアンスの統括部署として、役職員に対する教育研修体制を構築する。具体的には、全役職員を対象とした年1回のコンプライアンス研修及び新入社員を対象とした入社時コンプライアンス研修を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱い、取締役会規程、文書管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的記録により保存し、適切に保存及び管理する。
- (2) 取締役会議事録を管理する部署であるファイナンス本部は、取締役会議事録に関する取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は、コンプライアンスや情報セキュリティ等のリスクに対処するため、社内規程・ガイドライン等を整備し、適宜見直すものとする。
- (2) リスク情報については、取締役会、経営会議を通して各部門責任者が報告を行う。
- (3) 内部監査室は、内部監査規程に基づき、各部門のリスク管理状況の監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- (2) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務分掌規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに基づき業務を分担する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の役職員が子会社の取締役等に就くことにより、子会社の職務執行状況を把握できる体制を確立する。
- (2) 業務プロセス監査、内部統制監査等の内部監査により、関係会社の業務の適正を確保する。
- (3) 監査役は、その職務を行うため必要とする事項について、子会社に対しても事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役専任のスタッフを置くこととする。
- (2) 監査役は、ファイナンス本部、法務・コンプライアンス本部、内部監査室所属の使用人に、監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (3) 監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の役職員が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び各関係部署は、監査役監査規程に基づき、監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- (2) 会計監査人、取締役、内部監査室等の使用人その他の者は、監査役会規程に基づき、監査役会の求めに応じて、必要な報告及び情報提供を行う。
- (3) 当社及び子会社の役職員は、企業集団に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに当社の監査役に報告する。
- (4) 前号の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いをすることを禁止する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役、会計監査人及び使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努める。
- (2) 監査役は、取締役会に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
- (3) 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、意見交換等を行う。
- (4) 監査役会は、監査役より職務執行の状況に関して定期かつ随時に報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス遵守を実践するために、「倫理規程」を定めており、その中では「法令遵守を前提として社会的に有用な製品・サービスを安全性や個人情報・顧客情報の保護に十分配慮して開発・提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得する。」と定めており、また、当社グループにおける方針・基準として、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とのかかわりを断固として排除する。」旨を定めています。

これらを受け、当社の主要な会議や全グループを一括して行っているコンプライアンス研修などの機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。

当社における反社会的勢力排除体制としては、「反社会的勢力対応ガイドライン」を制定し、所轄部署は法務・コンプライアンス本部として運用をおこなっております。

具体的には、新規取引先については、複数の情報サービスを利用して情報収集をおこない事前にチェックをおこなっております。継続取引先についても、少なくとも年に一度の取引先全社の再チェックをおこなっております。また取引先との間で締結される「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合は、契約を解除できる旨の反社会的勢力の排除条項を盛り込んでおります。

なお、所轄警察署や暴力団追放推進センターとの関係を強化するべく不当要求防止責任者を選任しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

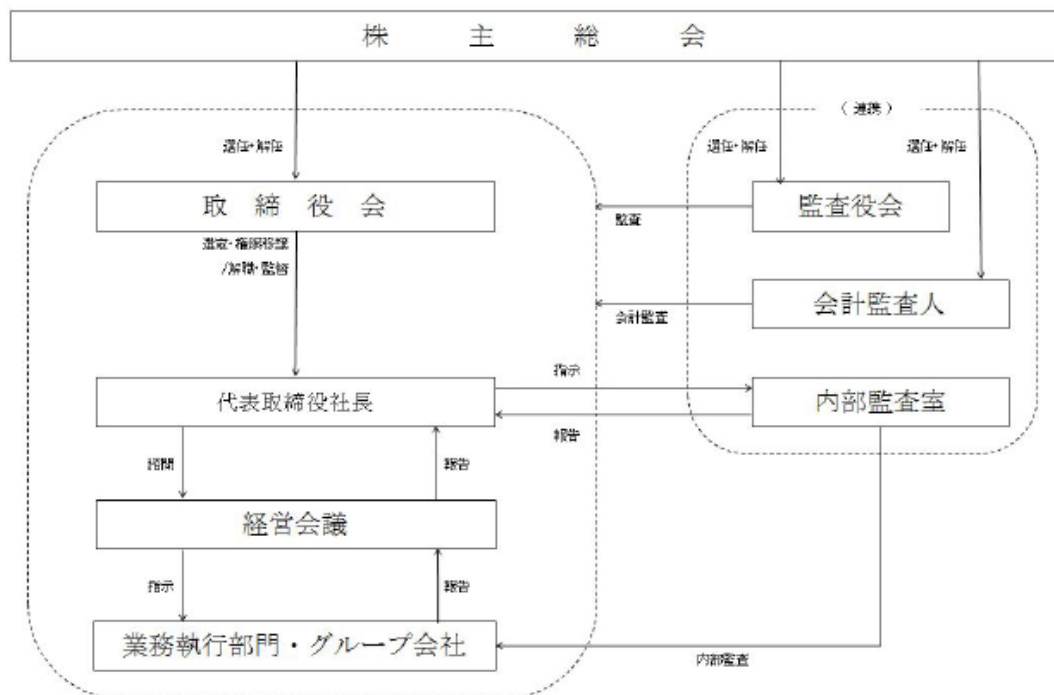
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンスの模式図】



【適時開示体制の概要】

